

～ずい道建設工事を行う事業者の皆さまへ～

「ずい道等建設工事における 粉じん対策に関するガイドライン」 を改正しました

厚生労働省は、このたび、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、事業者が実施すべき事項と関係する法令の規定のうち重要なものを一体的に示すことで、粉じん障害防止対策のより一層の充実を図ることを目的とし、改正省令など*の規定に合わせて内容を見直しました。

*「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第128号)

「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」(令和2年厚生労働省告示第265号)

施行日など

- 改正ガイドラインは、令和3年4月1日から施行されています。ただし、「1. ずい道等の掘削等作業主任者」の規定は、令和4年4月1日から施行されています。
- なお、令和3年4月1日より前に発注されたずい道等建設工事で、本パンフレットの「2. 粉じん発生源に係る措置」、「3. 換気装置等による換気の実施」、「4. 粉じん目標濃度レベル」の改正事項については、令和3年4月1日以降も、改正前のガイドラインの規定が適用されます。

ガイドライン全文や新旧対照表など、改正内容に関する資料はこちら

- 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12521.html



※ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。